

美作市障がい福祉計画（第7期）

美作市障がい児福祉計画（第3期）

2024～2026年度

岡山県美作市

## 目 次

I	美作市障がい福祉計画の基本理念等	福 3
1	計画策定の背景	福 3
2	基本理念	福 3
3	計画の内容	福 7
4	計画の目的及び特徴等	福 8
5	地域共生社会の実現へむけて ～ニーズへの取り組み～	福 9
II	第6期計画における成果目標と実績	福 14
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	福 14
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	福 15
3	地域生活支援拠点等の整備	福 15
4	福祉施設利用者の一般就労への移行	福 16
5	障がい児支援の提供体制の整備等	福 18
III	新計画における成果目標	福 20
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	福 20
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	福 21
3	地域生活支援の充実	福 22
4	福祉施設から一般就労への移行	福 23
5	障がい児支援の提供体制の整備等	福 24
6	相談支援体制の充実・強化等	福 25
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	福 27
IV	美作市独自の数値目標を設定	福 28
V	指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策	福 31
	指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量 の見込みと確保のための方策	
1	訪問系サービス	福 31
2	日中活動系サービス	福 33

3	居住系サービス	福 35
4	指定相談支援	福 36
VI	障害児通所支援等の必要な量の見込みと確保のための方策	福 38
	障害児通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みと確保のための方策	
1	障がい児通所支援	福 38
2	障がい児相談支援	福 40
3	障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について	福 41
VII	美作市地域生活支援事業の実施に関する事項	福 44
VIII	美作市障がい福祉計画の期間及び見直しの時期	福 48
IX	美作市障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価	福 48

# I 美作市障がい福祉計画の基本理念等

## 1 計画策定の背景

### (1) 法令の根拠

この計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」である「美作市障がい者計画」を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づき、国の定める指針に即し策定する「市町村障害福祉計画」であり、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体のものとして策定します。

### (2) 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人やその家族の高齢化、障がいの重度化などにより障がい福祉サービスのニーズはますます多様化しており、全ての障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援が提供できる環境づくりが求められています。

国においては、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、合理的配慮<sup>(注1)</sup>の提供が民間事業者にも義務付けられるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らしていけるまちづくり（地域共生社会の実現）が重要となっています。

こうした中、本市では、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画を3年ごとに策定しており、令和3年度に策定した「美作市障がい福祉計画（第6期計画）美作市障がい児福祉計画（第2期）」が令和5年度で計画期間の終了を迎えるため、令和6年度を始期とする「美作市障がい福祉計画（第7期計画）美作市障がい児福祉計画（第3期）」を策定することとしました。

## 2 基本理念

全ての市民が地域の中で夢と希望を持って、いきいきと暮らす「地域共生社会」の実現に向け、障がいのある人を特別視するのではなく、障がいの有無にかかわらず、地域で生活している誰かの生活課題は、他人ごとではなく、地域住民全ての共通課題

として認識し、地域住民やあらゆる社会資源が一体となり、その課題解決に向けて考え、お互いが支え合えることが重要である。一般社会の中で普通の生活が送れるよう合理的な配慮を行い、障がいのある人が必要な支援を受けることができ、また、受けるだけでなく、できる範囲で地域の中での支え手としての役割をもって活躍できる環境を作ることで、障がいの有無に関係なく、全ての市民が、美作市に生を受け、美作市で育ち、美作市で人生を終えられてよかったと思えるような、夢と希望を持てる社会を目指す「美作市障がい者計画（第3次）」の理念を継承し、より一層発展させていきます。

### **(1) 自己決定と自己選択の尊重**

ノーマライゼーション（注2）の理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の意思と選択に基づき自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

### **(2) 地域生活移行及び就労支援、就労定着並びに社会参加の促進**

障がいのある人が地域で安心して暮らし、また地域の一員として何らかの役割を担い生きがいを感じながら生活できるという観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービスに加え、就業に伴う生活面の課題だけでなく、多様な趣味やスポーツ・文化芸術活動等の社会参加のための支援に対応できるよう、事業所・地域・家族等との連絡調整や支援を行うサービスの提供基盤や各種情報提供体制の拡充を進めます。

### **(3) 地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組み**

障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを推進するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、社会福祉法人やNPO（注3）等によるインフォーマルサービス（注4）への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組み「美作市地域包括ケアシステム」を稼働させ、地域と行政、専門的機関等をつなげ、支援を必要とする人の早期発見、早期支援ができるよう取り組みます。

具体的には、美作市の地域包括ケアシステムでは、軸となる「市民の支援ニーズ」について地域ケア会議を活用して把握しています。地区ケア会議、地域ケア会議、市

包括ケア会議があり、それぞれが連携・連動して話し合いができるよう、会議参加者や回数の見直しを行い、より市民が主体的に個別課題や地域課題について話し合いができるよう体制整備をしています。このことにより、地域課題の共有や抽出が行いやすく、また新たな資源やサービス等を開発し、安心してらせるまちづくりを実現していきます。

こうした取り組みにより、把握した課題が深刻化する前に適切なサービスにつなげ、地域全体で見守り、関連機関・団体が連携して支援することができる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

(注1) 合理的（な）配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

(注2) ノーマライゼーション

一般的には障がい児・者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方。

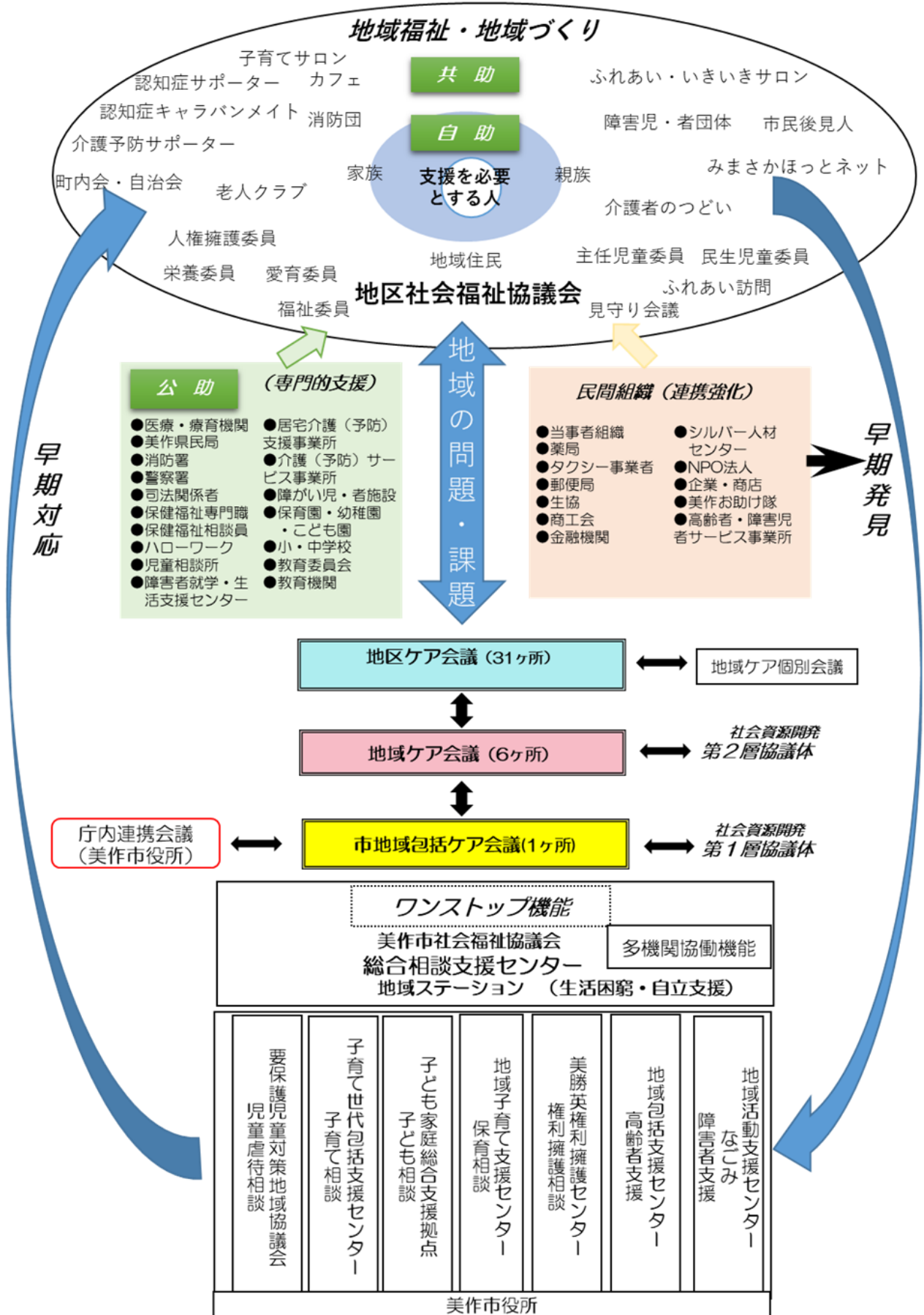
(注3) NPO

法人格を持った民間の非営利組織団体。

(注4) インフォーマルサービス

家族をはじめ近隣や地域住民、企業、商店、NPO やボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指す。顔見知りの方々による援助で、公的なサービスにはない細やかなニーズに対応できる。

# 美作市地域包括ケアシステム イメージ図



### 3 計画の内容

#### (1) 成果目標と活動指標

計画の実施により達成すべき目標として、国の指針に基づき、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障がい児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」について、具体的な数値目標（成果目標）を設定します。また、成果目標達成に向けた状況確認を行うための指標として、指定障がい福祉サービスについて、必要な見込み量（活動指標）を設定し、その確保のための方策を記載します。

#### (2) 美作市独自の目標等

美作市では少子高齢化が急速に進んでおり、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、社会構造の変化に対応した仕組み作りが必要となっています。また、近年、全国的に発達障がい（注5）児が増加傾向にあり、美作市においては、支援学級の在籍者数が県平均を上回るなどの課題に対し、インクルーシブ教育（注6）システムの構築に向け、市内各小・中学校での特別支援教育の充実を図ってまいります。

また、地域共生社会の実現のためには、障がいのある人への理解が不可欠です。このため、小・中学生に対する福祉教育（注7）として、小・中学校に出向きアイマスク、車イス体験による疑似体験に取り組んでいますが、単に体験学習にとどまらず、地域課題の解決に取り組む福祉教育（サービスラーニング）が求められています。今後は小・中学生のみならず、地域住民等を含めた福祉教育のさらなる推進に取り組んでいきます。本計画においては、前計画から市が行っているボランティアの養成、成年後見制度の普及・啓発、障がい児の支援等の事業に加え、福祉教育事業について独自の数値目標を定めることとします。

なお、市が実施主体となり柔軟に事業展開できる、地域生活支援事業についても、指定障がい福祉サービスと同様に、その種類ごとに必要な見込み量を設定することとします。

（注5）発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。



(注6) インクルーシブ教育

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で共に学ぶことを目指す教育理念と実践プロセスのことをいう。

(注7) 福祉教育

すべての人を個人として尊重し、身の周りの人々や地域との関りをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、行動する力を養うこと。

## 4 計画の目的及び取組

### (1) 訪問系サービスの保障

障がいのある人に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、市内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるよう取組みを進めます。

### (2) 日中活動系サービスの保障

障がいのある人に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の充実を図り、必要なサービスを必要な量の支給ができるよう取組みを進めます。

### (3) 障がいのある児童への福祉サービスの保障

障がいのある児童に対する障がい児福祉サービス（放課後等デイサービス、児童発達支援等をいう。以下同じ。）が受けられるよう取組みを進めます。

### (4) 地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム（注8）の充実を図り、地域でのひとり暮らしを支援します。また、自立訓練事業等の活用により、施設入所・入院から地域生活への移行を推進します。

### (5) 一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の活用により、地域での職業的な自立を目指している人や福

社施設を利用している人の一般就労への移行を進めます。併せて、就労が継続・定着するための支援体制の整備を行い、雇用の場の拡大を促進します。

## (6) 障がい理解の推進

障がいのある人が暮らしやすい地域となるよう、障がいに対する正しい理解と啓発についての取り組みを行います。

## (7) 計画推進に関する評価・検証（PDCAサイクルの導入）

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクル<sup>(注9)</sup>のプロセスにより、中間評価を行い、必要があるときには計画の変更や見直しを行うこととします。

(注8) グループホーム

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

(注9) PDCAサイクル

一連の活動を、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返すことで、継続的に改善していく手法。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たなPDCAサイクルを進める。

## 5 地域共生社会の実現へむけて ～ニーズへの取り組み～

少子高齢化が急速に進む中、障害者手帳所持者についても高齢化が進んでいる傾向があります。障がいのある人及びその家族が安心して地域で暮らすためには、上記の障がい福祉サービスの充実を進めるとともに、介護保険制度など、他の制度の福祉サービスと効率的かつ柔軟に連携していく必要があります。また、生活習慣や価値観が多様化する中で、地域のつながりが希薄になりつつあり、公的な支援体制の充実はもとより、インフォーマルな支援など、地域全体で障がいのある人を支える取り組みが求められています。

### (1) 支援の充実にむけて

障がいのある人及びその家族が、将来にわたり地域で安心して暮らすために、福祉サービスの利用、住まいの場の提供、就労に関する体制など、様々な支援が効果的に活用されるよう情報提供に努め、包括的な支援を行います。また、障がいのある人の生涯を通じた暮らしを支えるために、居住支援と地域支援の一体的な整備が求められています。相談、体験の場を充実させ、グループホームなどの居住の場に、緊急時の

受入・対応などの機能を付加し、コーディネーター（注10）などの専門性の高い人材を配置した、地域生活支援拠点の充実を図ります。（地域生活支援の充実）

障がいのある人の悩みや問題は、その障がいの部位や程度、年齢、家族や社会の状況など様々な要因により異なります。幼児期、学齢期、青年期など成長の節目を安心して越えるために、生涯を通して支える仕組みが重要であり、一貫した支援ができるよう、関係者のネットワーク化を進めます。このため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる勝英地域自立支援協議会の充実に努めます。（関係機関との連携強化）

また、高齢化社会が進む中、障がいのある高齢者については、介護保険制度のみでは対応が困難な事例が見受けられ、今後大きな課題となることが予想されます。障がいのある高齢者の問題について、検討を進めることとします。（障がいのある高齢者の問題についての検討）

これからの障がいのある人及びその家族への支援は、行政を中心とした専門機関・団体の支援（公助）と、地域住民や企業・商店、ボランティアなどの支援（共助）、さらには隣近所の身近な支援（近助）が必要であり、それらが別々にではなく、連携して支援していくことが重要となってきます。このため、こうした支援の総合的・包括的なシステムの構築に取り組みます。（包括的な相談支援システム構築への取り組み）

## (2) 相互理解にむけて

障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めるために、子育てから教育、就労、地域などあらゆる分野と連携して、障がいの正しい理解と啓発を進めます。こうした障がいへの理解と啓発の推進役として、疑似体験など交えて地域で福祉教育を進めていくボランティア（キャラバン隊）を養成しています。また、地域住民に障がいへの理解を深めるため、市内31ある地区社協の中で、地域課題の協議の場である地区ケア会議において、障がい理解に向けた講座等を開催していきます。特に、合理的配慮が義務付けられている行政職員、障害福祉サービス事業所等の従事者や、教員、保育士をはじめ子どもに携わる者に対しては、研修等を実施し、障がいへの理解を徹底していきます。（障がいの理解啓発）

さらに、当事者の生きがいや仲間づくり、社会的理解を進めるために、障がい者団体、親の会が活性化し、活動が広がるように支援します。（障がい者団体、親の会のつながり）

### (3) 社会参加にむけて

障がいのある人が、地域の中でいきいきと暮らすためには、地域の一員であることが前提となります。社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの各種福祉関係者と連携し、地域で生活する人たちがともに支えあう地域となるよう、地域福祉の充実を推進していきます。また、障がいのある人が「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域の一員として何らかの役割を持ち、生きがいを持って生活できるよう、社会参加の機会を提供します。社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて、様々なニーズに対応したボランティア活動に参加できる体制を整備するとともに、農業と福祉の連携（農福連携）や商業と福祉の連携（商福連携）などにより、地域の担い手として活躍する姿を目指します。（地域福祉の推進）

聞こえにくい、見えにくい、伝えにくいといった多様なコミュニケーション支援の充実を推進するため、手話通訳者や要約筆記（注11）者の養成や派遣事業の充実を図ります。また、多様な意思疎通支援を必要とする障がいのある人への支援体制の充実を図ります。（多様なコミュニケーション手段の確保）

通勤や通院、余暇活動等に必要な移動手段は、障がいのある人の社会参加に大きな障壁となっています。移動支援、市バス、デマンドバス（注12）、福祉有償運送（注13）等、既存のサービスや住民参加型の移動支援など新しい仕組みを含めて、移動手段の確保に取り組んでいきます。（移動手段の確保）

市内企業等における障がい理解の促進を図るため、企業向け講座、研修を行います。また、特定求職者雇用開発助成金（注14）等既存の制度を含めた助成制度を活用し、障がい者を雇用しやすい環境を整備します。（障がい者雇用の推進）

障がいのある人が、さまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図るとともに、作品の展示機会の充実を推進していきます。（スポーツ・文化活動の振興）

障がいのある人が社会参加する際のさまざまなニーズに対応していくには、長期的で段階を踏んだユニバーサルデザイン（注15）化を推進していく必要があります。

公共施設のバリアフリー<sup>(注16)</sup>化を進めるとともに、新たに整備する施設については、障がいのある人の意見を取り入れ、誰もが使いやすい施設整備を行います。(公共施設のバリアフリー化)

#### (4) 権利擁護の充実にむけて

超高齢化社会にある高齢者や障がいのある人など、住民ひとりひとりの尊厳が守られる地域を目指します。本人の権利と意思を尊重し、その人らしい生活の実現に向けて支援すること、権利侵害から守るため美勝英権利擁護センターの機能を活用し、個々に適切な支援の検討、代理権や同意権が行使できる成年後見制度<sup>(注17)</sup>の利用や金銭管理を支援する日常生活自立支援事業<sup>(注18)</sup>について普及・啓発の強化に努めます。(成年後見制度等の普及)

家庭、事業所、施設などで潜在するとされる障がいのある人に対する虐待については、虐待防止センターを中心として、早期発見の取り組み、発生した場合の迅速かつ適切な対応や再発防止について、権利擁護センターをはじめ各関係機関との連携強化を図りながら防止に努めます。(虐待の防止)

#### (5) 災害時に要支援者を支える体制づくりにむけて

東日本大震災後、災害対策基本法が改正され、地震や風水害などから障がいのある人など避難行動要支援者<sup>(注19)</sup>の人命を守るための対策が強化されています。要支援者名簿の作成、自主防災組織等との連携など、担当課と連携して体制を整備するとともに、「災害時サポートブック～私の避難プラン<sup>(注20)</sup>」の普及に努めます。併せて、災害時に要支援者を支援する福祉避難所の設置について充実に図るとともに、障がいがある人が参加する防災訓練を実施します。

(注10) コーディネーター

ものごとを調整する役の人。障がい児・者福祉においては、障がいのある人を支援するための事業や、地域の関係機関と連絡調整を行うことになる。

(注11) 要約筆記

聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講義や談話などの内容を映し出すなどの方法がある。

(注12) デマンドバス

利用者の要望に応じ、運行ルート・時間・乗降場所などを対応させる仕組みのバス。

(注13) 福祉有償運送

NPO法人などが、安い料金で高齢者や障がいのある人の自宅と病院などの間を車で送迎する事業。

(注14) 特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障がい者、母子家庭の母などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続し

て雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給される給付金。

(注 15) ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、物理的、社会的、制度的等によりもたらせるバリア（障壁）を合理的配慮等により除去するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

(注 16) バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

(注 17) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいにより、判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳がそこなわれたりすることがないように、主に法律面で支援する制度。

(注 18) 日常生活自立支援事業

高齢、知的障がい、精神障がいにより、日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方に福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書など大切な書類の預かり等、援助を行うもの。

(注 19) 避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

(注 20) 災害時サポートブック～私の避難プラン

岡山県の発案により、障害のある人やそのご家族が、ご自身の希望や意向に沿って作成していただくもので、身近な人の支援のもと障害のある人一人ひとりに応じて作成される避難行動計画です。なお、作成の過程で市町村や地域の人に関わってもらったり、作成したプランの情報を市町村などと共有したりすることが重要となります。

## II 第6期計画における成果目標と実績

前回の計画である「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の成果目標と実績について、以下のとおりです。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

＜前計画の成果目標＞

令和元年度末時点の施設入所者数61人のうち4人がグループホーム等の地域へ移行することと、令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から3人以上削減させることを成果目標としていました。

＜実績＞

令和5年度末時点の地域生活移行者数は4人で、施設入所者数は5年度末で57人であり、4人の削減となり、どちらも目標達成となりました。

区 分		数 値	備 考
基礎数値		61人	令和元年度末の施設入所者
目 標 値	入所者数	58人	令和5年度末時点の施設入所者
	削減数	3人 (4.9)	基礎数値－入所者数
	地域生活移行者数	4人 (6.6)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
実 績 値	入所者数	57人	令和5年度末の施設入所者
	削減数	4人 (6.6)	令和5年度末時点の削減数
	地域生活移行者数	4人 (6.6)	令和5年度末時点の地域生活移行者

※ ( ) 内は基礎数値に対する比率(%)

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### <前計画の成果目標>

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、国の方針では、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとされてきました。

### <実績>

令和5年度にて構築に向けた協議の場を3回実施しております。また、研修会を1回実施しております。

項目	目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和5年度末までに協議の場を設置	令和5年度にて構築に向けた協議を3回実施。

## 3 地域生活支援拠点等の整備

### <前計画の成果目標>

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等の整備について、国の方針では、市町村または各圏域に少なくとも1つは整備することとされてきました。

### <実績>

目標では令和2年度末までに設置予定でありましたが、令和3年度中に勝英地域自立支援協議会において設置済となり、地域の事業所が繋がり分担して必要な機能を担う体制を確保し、関係者が連携、協働し拠点機能の向上に努めております。

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	令和2年度末までに設置予定 (勝英地域自立支援協議会)	令和3年度末に設置 (勝英地域自立支援協議会)



#### 4 福祉施設利用者の一般就労への移行

##### ①一般就労への移行者数

###### <前計画の成果目標>

令和5年度末までに福祉施設を退所し、一般就労した者の数を、対令和元年度比で1.27倍以上とすることを基本としており、第6期計画では令和5年度中に4人の移行を目標としていました。

###### <実績>

令和3年度は3名、令和4年度も3名、令和5年度は1名となっており、目標値の令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労した数4人には届かず達成できませんでした。

区 分	数 値	備 考
基礎数値	3人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	4人 (1.3)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
実績	1人 (0.3)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数

##### ②就労移行支援事業の利用者数

###### <前計画の成果目標>

令和5年度末の利用者の数を、対令和元年度比で7割以上の増加を基本としており、第6期計画では令和5年度末の利用者数を4名の目標としていました。

###### <実績>

就労移行支援事業の利用者数は目標値4名に対し、令和5年度現在、4名に支給決定されており、目標値は達成しました。

区 分	数 値	備 考
基礎数値	2人	令和元年度において就労移行支援事業の利用をする者の数
目標値	4人	令和5年度において就労移行支援事業の利用をする者の数
実績	4人	令和5年度において就労移行支援事業の利用をする者の数

### ③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

#### <前計画の成果目標>

就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数を全体の5割以上にするを目標としておりました。

#### <実績>

令和3年度9名、令和4年度7名のうち、すべて福祉サービスを利用した就労継続支援A型またはB型を利用されたことにより0%となっています。

項目	目標割合	実績割合
令和5年度において就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	0%

※就労移行率：4月1日時点における支給決定された者の中で、年度中に一般就労した者の割合（事業所毎）

### ④就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

#### <前計画の成果目標>

就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を全体の8割以上にするを目標としておりました。

#### <実績>

利用実績がありませんでした。

区分	目標割合	実績割合
令和3年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	0%
令和4年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	0%

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### ①児童発達支援センターの設置

#### <前計画の成果目標>

国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを1箇所以上設置することとしており、目標値もこれに準拠し、市内又は通所可能な福祉圏域への設置を目指しました。

#### <実績>

市内又は通所可能な福祉圏域への設置を目指しておりましたが、地域性や運営事業所もなく整備ができておりません。県北では津山市のみに1箇所あり、現状は津山市への通所となっております。

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに1箇所設置	0箇所

### ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

#### <前計画の成果目標>

国の基本指針では、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしており、目標値もこれに準拠し、市内に保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指しました。

#### <実績>

対応できる事業所がなく、構築ができませんでした。近隣では津山市に1箇所のみで利用実績はありません。

項目	目標	実績
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度末までに市内に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	0事業所

### ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<前計画の成果目標>

国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することとしており、目標値もこれに準拠し、市内又は通所可能な福祉圏域への設置を目指しました。

<実績>

対応できる事業所がなく、設置ができませんでした。近隣では備前市、赤磐市に各1箇所のみで利用実績はありません。

項目	目標	実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに1箇所設置	0事業所

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

<前計画の成果目標>

国の基本指針では、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置することとしており、目標値もこれに準拠して決定しました。

<実績>

令和5年度より勝英地域自立支援協議会の部会において協議の場を設置し、今年度3回の協議を実施し、研修会を1回行っております。

項目	目標	実績
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和5年度末までに設置	3回の協議を実施 1回の研修会を実施

### Ⅲ 新計画における成果目標

新たな計画である「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の成果目標と実績については、次のとおりです。

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### <国の指針>

令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。この目標値の設定にあたり、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

- ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

##### <成果目標>

国の指針を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者数である57人を基準とし、この6%以上となる4人以上が地域生活へ移行することと、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上となる3人以上を削減することを目標値として設定します。

地域移行にあたっては、施設入所者の地域移行の可能性や意向を、認定調査や計画相談により把握したうえで支援を行っていきます。また、在宅生活を支える取り組みを充実させることで施設入所に頼る体制を変える必要があります。親亡き後も住み慣れた地域で住み続けられるように、成年後見制度等の促進やグループホーム等の増設、日中活動の場の確保、ホームヘルパーの充実に対して支援していきます。

区 分		目 標 数 値	備 考
基礎数値		57人	令和4年度末の施設入所者
目 標 値	入所者数	54人	令和8年度末時点の施設入所者
	削減数	3人 (5.3%)	基礎数値－入所者数
	地域生活移行者数	4人 (7.0%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

※ ( ) 内は基礎数値に対する比率(%)

## 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### <国の指針>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療及び福祉関係者が連携して取り組むとともに市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標を明確にし、取り組みを積極的に推進することが必要である。こうした取り組みにより、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図ることとする。

- ・令和8年度末における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65未満）を設定する
- ・令和8年度における入院後3ヶ月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする

### <成果目標>

国の基本指針に定める目標値については県内における数値目標のため、本市においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、勝英地域自立支援協議会において保健・医療・福祉関係者等による協議を実施します。

精神障がい者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者数は今後増加する見込みです。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、保健・医療・福祉・地域・雇用・司法など幅広い連携が不可欠となり、精神障がいのある人の現状把握に努めるとともに、住むところ、仕事、地域の受入れなどを支援するため多職種が参加する協議の場を定期的を開催します。これらの取り組みを通じ、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の増加、精神病床における1年以上長期入院患者数の削減、精神病床における早期退院率の向上へ繋げていきます。

項目	令和5年度 見込	目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療及び福祉関係者等 による協議の場の開催回数及 び参加人数	3回	3回	3回	3回
	8人	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者等 による協議の場における目標 設定及び評価の実施回数	—	1回	1回	1回

### 3 地域生活支援の充実

#### <国の指針>

令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討をすることを基本とする。また、令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備をすすめることを基本とする。

#### <成果目標>

障がい者の重度化・高齢化や親の高齢化、親亡き後を見据えて、相談支援、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等の機能を集約して実施する地域生活の支援拠点について、面的な体制による整備によって機能を担う方式で、勝英地域自立支援協議会において整備しており、随時運用状況を検証及び検討していきます。また、コーディネーターを配置し、効果的な支援体制の構築をするとともに強度行動障がい有する方に対しても支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携を進め、効果的な支援体制を構築するなど、機能強化を図ります。

項目	令和5年度見込	令和8年度目標
地域生活支援拠点等の設置数	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置人数	—	1人
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	—	年1回以上

## 4 福祉施設から一般就労への移行

### <国の指針>

令和8年度中に、就労移行事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実績を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

### <成果目標>

一般就労への移行者数については、就労支援員や事業所、ハローワークなど関係機関と連携しながら当事者の要望に応えられるよう支援をし、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の各利用者からの移行者数を、国が示す割合を用いて次表のとおり目標値とします。その合計となる6人（令和3年度実績と比較して1.28倍以上）を全体としての目標とします。また、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上である13人を目標とします。

事業所の実績については令和5年度時点で美作市にある就労移行支援事業所、就労定着支援事業所ともに0箇所であることを踏まえ、他市町村にある事業所を利用することにより国が示す割合により、各1箇所の実績を達成できるよう目標を設定します。

項目	令和3年度実績	令和8年度末目標
一般就労への移行者数	3人	6人（1.28倍以上）
うち、就労移行支援	1人	2人（1.31倍以上）
うち、就労継続支援A型	0人	1人（1.29倍以上）
うち、就労継続支援B型	2人	3人（1.28倍以上）
就労定着支援事業の利用者数	9人	13人（1.41倍以上）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所		1箇所（5割以上）
就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率※が7割以上となる事業所		1箇所（2割5分以上）

※過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42日以上78月未満の期間継続して就労している者の割合



## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### <国の指針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。

令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置することを基本とする。

### <成果目標>

児童発達支援センターについては、前計画から引き続きとなりますが、勝英地域自立支援協議会など圏域での設置や障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築も含め協議をします。

重症心身障がい児を支援する事業所について、既存の補助金制度等を活用しながら新規事業者の開設に向けた調整や事業所の確保に向けて努力してまいります。

医療的ケア児等の支援に関する協議の場については、勝英地域自立支援協議会において年3回程度実施していますので、より一層の充実を図ってまいります。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置についても美作市又は圏域での設置に向け努力してまいります。

項目	令和5年度見込	令和8年度末目標
児童発達支援センターの設置	0	1箇所（市内又は圏域）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0	各1箇所（市内又は圏域）
医療的ケア児等の支援に関して、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	年3回 1回の研修会実施	年3回以上
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	1人以上（市内又は圏域）

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### <国の指針>

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取り組みを行うため必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### <成果目標>

基幹相談支援センターは設置済であるため、引続き機能の充実を図っていきます。地域の相談支援体制の強化については、その中核的な役割を果たされるよう次の表のとおり目標値を設定します。

勝英地域自立支援協議会における個別事例検討などについても、現体制における取組をより一層強化し、専門部会等の開催を通じてサービス基盤の開発・改善を図っていきます。

具体的には、複層的な問題を抱えたケースの相談があった場合、美作市重層的支援体制整備事業（注21）で設置した美作市総合相談支援センター及び社協地域ステーションと連携し、重層的支援会議（注22）もしくは支援会議（注23）を開催して、多機関の役割分担を決定し重層的な支援を実施していきます。

（注21）美作市重層的支援体制整備事業

地域共生社会実現のため、福祉4分野（高齢・障害・子ども・生活困窮）の既存の相談支援や地域づくりの仕組みを活かしながら、市民の複合化したニーズに対応する分野の枠を超えた包括的な支援体制を構築する事業。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する必要がある

（注22）重層的支援会議

被支援者の本人同意を得て支援内容を決定する会議。本人同意を得ているため情報共有にあたり個人情報の共有が可能

（注23）支援会議

社会福祉法第106条の6に会議における守秘義務が規定されており、会議で知り得た情報に関しては参加者以外に共有することが制限されるため、個人情報の共有が可能

項 目		目 標			
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
基幹相談支援センター設置		設置あり	設置あり	設置あり	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所 に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	3	3	3	
	地域の相談支援事業所 の人材育成の支援件数	1 2	1 2	1 2	
	地域の相談機関との連 携強化の取り組みの実 施回数	1 2	1 2	1 2	
	個別事例の支援内容の 検証の実施回数	1 2回	1 2回	1 2回	
	主任相談支援専門員の 配置数	0人	0人	1人	
協議会における個別 事例の検討を通じた 地域のサービス基盤 の開発・改善	事例検討	実施回数	1 2回	1 2回	1 2回
		参加事業所 数等	8箇所	8箇所	8箇所
	専門部会	設置数	3部会	3部会	3部会
		実施回数	4回	4回	4回

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### <国の指針>

市町村職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくのが望ましい。そのため令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### <成果目標>

障がい福祉サービスなどに関する各種研修会については、県が実施する研修会以外にも含めて積極的に活用を検討します。障がい福祉サービス担当だけでなく、関係職員が適切に障害者総合支援法について理解できるよう目標値を設定しております。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を関係自治体等と共有し請求の過誤をなくしたり適切な運営を行っている事業所を確保し、利用者にとってよりよいサービスの提供に繋げていきます。

項目		目標		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への市職員の参加人数	3人以上	3人以上	3人以上
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	関係自治体等との共有した回数	1回以上	1回以上	1回以上

#### IV 美作市独自の数値目標を設定

##### ・ボランティアの養成

区 分	数 値	備 考
第6期計画 目標値	1講座 30回	令和5年度における市委託事業の講座数
	2講座	令和5年度における市社会福祉協議会が独自に開催する講座数
	1組織	理解・啓発の推進役となるボランティア組織の養成
第6期計画 実績	2講座 33回	令和5年度における市委託事業の講座数
	0講座	令和5年度における市社会福祉協議会が独自に開催する講座数
	1組織	理解・啓発の推進役となるボランティア組織の養成
第7期計画 目標値	2講座 30回	令和8年度における市委託事業の講座数
	2講座	令和8年度における市社会福祉協議会が独自に開催する講座数
	1組織	理解・啓発の推進役となるボランティア組織の養成

- ・ 日常生活自立支援事業（認知症や障がいによって判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービスの利用等を社会福祉協議会が支援）

区 分	数 値	備 考
第6期計画 目標値	60件	令和5年度末における総利用件数
第6期計画 実績	60件	令和5年度末における総利用件数（見込）
第7期計画 目標値	60件	令和8年度末における総利用件数

- ・成年後見制度（認知症や障がいによって判断能力が不十分な方の財産管理や契約締結など、家庭裁判所が選任した成年後見人等が支援）

区 分	数 値	備 考
第6期計画 目標値	8件	令和5年度末における利用件数
第6期計画 実績	7件	令和5年度末における利用件数（見込）
第7期計画 目標値	8件	令和8年度末における利用件数

- ・心身障がい児通所訓練（理学療法士による心身障がい児・者の機能訓練）

区 分	数 値	備 考
第6期計画 目標値	24回	令和5年度における実施回数
第6期計画 実績	24回	令和5年度における実施回数（見込）
第7期計画 目標値	24回	令和8年度における実施回数

- ・発達支援教室（にこにこ教室）（要観察児と親の相談・子育て支援業務）

区 分	数 値	備 考
第6期計画 目標値	50回	令和5年度における実施回数
第6期計画 実績	56回	令和5年度における実施回数（見込）
第7期計画 目標値	56回	令和8年度における実施回数

・ 福祉教育（学校教育として）

区 分	数 値	備 考
第6期計画 目標値	15校	令和5年度における実施学校数
	15回	令和5年度における実施回数
第6期計画 実績	7校	令和5年度における実施学校数（見込）
	12回	令和5年度における実施回数（見込）
第7期計画 目標値	13校	令和8年度における実施学校数
	13回	令和8年度における実施回数

・ 福祉教育（一般市民等を対象とした研修会等）

区 分	数 値	備 考
第6期計画 目標値	6箇所	令和5年度における実施個所数
	6回	令和5年度における実施回数
第6期計画 実績	6箇所	令和5年度における実施個所数（見込）
	9回	令和5年度における実施回数（見込）
第7期計画 目標値	6箇所	令和8年度における実施個所数
	9回	令和8年度における実施回数

## V 指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策

### 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みと確保のための方策

#### 1 訪問系サービス

##### ○サービスの種類と概要

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や掃除・洗濯・調理等の家事、生活等に関する相談や助言など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介助など、本人が外出する際の援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介助など、行動をする際の援助を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。



○サービスの必要見込量

過去の利用実績等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込）		
		実績		見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間（/月）	556	565	533	560	590	620
	人（/月）	53	56	53	56	59	62
重度訪問介護	時間（/月）	0	0	36	36	72	72
	人（/月）	0	0	1	1	2	2
同行援護	時間（/月）	0	0	0	0	10	10
	人（/月）	0	0	0	0	1	1
行動援護	時間（/月）	0	0	0	0	10	10
	人（/月）	0	0	0	0	1	1
重度障がい者等 包括支援	時間（/月）	0	0	0	0	0	0
	人（/月）	0	0	0	0	0	0

○見込み量確保のための方策

障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活できるように利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるように、サービス見込量に適切に反映させていきます。また、障がい福祉サービスの量と質を確保できるよう、訪問系サービスの事業を行う意向を有する事業者に対し、情報提供を行い、事業所の拡大や新規参入を促進します。

## 2 日中活動系サービス

### ○サービスの種類と種別

生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のための援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労選択支援	一般就労や障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のための訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のための訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談および助言などの支援を行います。
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事などの支援を行います。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。

○サービスの必要見込量

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。また、就労選択支援事業については、一般就労及び障がい福祉サービスの利用を希望する方について必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込）		
		実績		見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日（/月）	1,982	1,893	1,848	1,786	1,729	1,672
	人（/月）	104	99	97	94	91	88
自立訓練 （機能訓練）	人日（/月）	0	0	0	20	20	20
	人（/月）	0	0	0	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日（/月）	24	28	35	48	60	72
	人（/月）	2	2	3	4	5	6
生活訓練のうち精神障がい者	人（/月）	1	1	0	1	1	2
就労選択支援	人日（/月）	-	-	-	4	4	4
	人（/月）	-	-	-	1	1	1
就労移行支援	人日（/月）	60	22	16	16	20	24
	人（/月）	9	7	4	4	5	6
就労継続支援 A型	人日（/月）	971	980	964	1,008	1,029	1,050
	人（/月）	46	47	47	48	49	50
就労継続支援 B型	人日（/月）	1,756	1,802	1,851	1,980	2,034	2,088
	人（/月）	101	104	107	110	113	116
就労定着支援	人（/月）	0	0	0	1	1	1
療養介護	人（/月）	14	13	13	13	13	14
短期入所 （福祉型）	人日（/月）	33	31	36	49	56	63
	人（/月）	9	4	7	7	8	9
短期入所 （医療型）	人日（/月）	23	21	19	37	42	49
	人（/月）	4	4	4	5	6	7

○見込量を確保するための方策

在宅の障がいのある人の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、障がい福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。また、新たなサービスである「就労選択支援」が開始されることを受けて、サービスの実施が円滑に行われるような体制をハローワークや就労系サービス事業所と連携して協議していきます。

### 3 居住系サービス

#### ○サービスの種別と概要

自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がいのある人について、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

#### ○サービスの必要見込量

過去の利用実績の変動をもとに、各サービスの必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込）		
		実績		見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人（/月）	8	6	5	5	6	7
自立生活援助のうち精神障がい者	人（/月）	2	3	2	2	3	4
共同生活援助 (グループホーム)	人（/月）	59	67	72	79	86	93
共同生活援助のうち精神障がい者	人（/月）	16	17	16	24	26	28
施設入所支援	人（/月）	60	57	57	56	55	54

#### ○見込量を確保するための方策

サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。また、地域生活支援拠点等の整備に必要な機能を持つグループホームについて市内の法人等と連携し、整備促進を図ります。

#### 4 指定相談支援

##### ○サービスの種別と概要

地域移行支援	障がい者支援施設等に入所もしくは精神科病院に入院している人で、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保をはじめとした各種相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用援助など、円滑な地域移行のための支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際の訪問や相談など、障がいのある人の地域生活の継続に関する支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請に伴い、その人がどんな生活を望んでいるのか、そのために何のサービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成します。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。

○サービスの必要見込量

地域移行支援、地域定着支援については、利用実績が少ないことから、今後、地域移行を進めていくうえでの見込量を算出しています。また、計画相談支援については、過去の利用実績等に基づき、見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込）		
		実績		見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
地域移行支援	人（/月）	0	0	0	1	2	3
地域移行支援のうち精神障がい者	人（/月）	0	0	0	1	1	2
地域定着支援	人（/月）	1	1	1	2	3	4
地域定着支援のうち精神障がい者	人（/月）	1	1	1	1	2	3
計画相談支援	人（/月）	116	112	115	119	123	127

○見込量を確保するための方策

圏域内の民間事業者に対して相談支援事業所の開設を働きかけるとともに、岡山県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、相談支援業務に携わる人材の育成及び事業所の質の向上を図ります。また、勝英地域自立支援協議会と連携し、地域移行、地域定着支援についての取り組みも協議していきます。

## VI 障がい児通所支援等の必要な量の見込みと確保のための方策

障がい児通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みと確保のための方策

### 1 障がい児通所支援

○サービスの種類と概要

児童発達支援	就学前の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学後の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供することにより、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設等で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対して、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	医学的管理下での指導の必要性が認められる就学前の児童に対して「児童発達支援」と同様の指導や訓練等を行うとともに、児童の身体の状態により治療も行います。 ※R6年度より児童発達支援に一元化

○サービスの必要見込量

過去の利用実績や障がい児数の増加率に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第2期実績			第3期（見込）		
		実績		見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日（/月）	310	285	331	390	415	440
	人（/月）	71	65	73	78	83	88
放課後等デイサービス	人日（/月）	783	1,006	1,124	1,230	1,330	1,430
	人（/月）	79	105	113	123	133	143
保育所等訪問支援	人日（/月）	0	0	0	0	5	5
	人（/月）	0	0	0	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日（/月）	0	1	1	5	10	10
	人（/月）	0	1	1	1	2	2
医療型児童発達支援	人日（/月）	0	0	0	0	0	0
	人（/月）	0	0	0	-	-	-

○見込量を確保するための方策

障がい児通所支援サービスの中では「放課後等デイサービス」の利用が最も多く、実際に3か年の利用量、利用者数も大幅に増加しています。児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、発達支援に関する施策、発達障がいの認知度の高まりから、18歳未満の人口の減少に関わらず今後も利用の増加が続くものと考えられます。こうした利用の増加に対して、勝英地域自立支援協議会の部会で地域のニーズや課題を検討し、事業所間の連携、支援者の質の向上などを目指し、利用者のニーズを充足できるサービス提供体制を確保できるよう努めます。



## 2 障がい児相談支援

### ○サービスの概要

障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用申請に伴い、その児童や保護者がどんな生活を望んでいるのか、そのために何のサービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「障がい児支援利用計画」を作成します。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や児童・保護者の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。
----------	---

### ○サービスの必要見込量

すべての障がい児通所支援利用者に適用することを前提に、過去の利用実績等に基づき見込量を算出しています。

サービス名	単位	第2期実績			第3期（見込）		
		実績		見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい児相談支援	人（/月）	66	80	91	106	121	136

### ○見込量を確保するための方策

圏域内の民間事業所に対し、指定障がい児相談支援事業所の開設を働きかけるとともに、岡山県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことにより、圏域における障がい児相談支援従事者及び指定事業所の増加を図ります

また、勝英地域自立支援協議会の相談支援部会等で研修会の開催や関係機関との意見交換会等を実施し、障がい児支援利用計画の作成を含めた相談支援に携わる人材の育成等を行うことで、相談支援事業所の質の向上に取り組めます。

### 3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について

美作市発達支援センターが平成28年度に設置され、発達支援の相談窓口として、地域の実情を踏まえ、必要な支援を切れ目なく受けられるような体制づくりを行っています。どの子ども地域で安心して過ごせるように、教育委員会をはじめ、すべての機関と連携し、コーディネート力を強化し、途切れ・隙間のない子どもの支援・発達支援を目指します。

#### ① 発達支援センターでの取り組み

##### ・相談支援

障がいの有無に関わらず発達支援が必要な児と保護者に対して所属機関（学校、園等）や医療、療育機関と連携を図り、適切な支援が受けられるよう相談を行います。

##### ・発達支援

就学前の幼児と保護者を対象に、子どもの発達を促すと共に保護者の理解をすすめるため、乳幼児やその保護者が通える発達支援教室（にこにこ教室）を実施します。また、地区担当保健師、指導保育士、発達支援センター職員が、市内保育園、認定こども園、幼稚園を巡回し、保育者と共に子どもの困り感に寄り添い、適切な支援につなげるように巡回相談を行います。また各事業においては、言語聴覚士等、専門家の意見や指導を積極的に取り入れ、子どもの特性に合わせたサポートを行います。

##### ・地域支援

地域住民に発達障がいの正しい理解をすすめるための普及啓発として、発達支援講演会の開催をしたり、地域の委員や保護者を対象に研修会等を行います。

また障がい児を持つ親の会（市内5か所）、勝英地域自立支援協議会のペアレントトレーニング<sup>(注24)</sup>やほっこりほっとカフェ等で、保護者同士の交流と学びの場のサポートを行うとともに、地域で障がいのある子どもを育てる保護者等の声を聞く機会とし、また、その声を取りまとめ勝英地域自立支援協議会において、協議会の圏域における共通課題として検証し、行政への提言も含め、官民一体となり支援の方向性や具体的な支援策を考えていきます。

- ・継続支援

保護者が支援者に知って欲しい子どもの情報をまとめられるファイルとして「相談支援ファイル（はぐくみ）」を作成し、必要な人に配布しています。個別に活用方法について説明も行き、ホームページからダウンロードでき、活用しやすいようにします。さらに、困った時や相談したいときにどこに相談すれば良いかわかるように、市内や近隣にある医療・療育・相談機関をまとめた「資源マップ」も作成し、活用します。また、必要な支援が途切れないための支援者側の仕組み作りとして、「共通支援シート」を活用した就学前後の引継ぎ体制を強化します。

## ② 保育園・認定こども園・幼稚園での取り組み

- ・巡回相談

地区担当保健師、指導保育士、発達支援センター職員によるチームで2～5歳児を対象に巡回相談を実施しています。支援の必要な子どもへの適切な対応や保育環境整備など効果を上げています。

さらに、より早い段階での支援に繋げるため、対象を2～4歳児とし、子どもの成長発達に応じた保育体制の充実と、保護者に寄り添ったインクルーシブ保育の実践を行います。

- ・3歳児からのスクリーニング検査（注25）

市内全園で3～5歳児へのスクリーニング検査を実施し、発達の偏りや遅れを早期に見つけ出し、療育やその後の支援に活かしています。保育士等の認識を確かにでき、また、保護者理解が進み療育につながるケースもあります。

- ・幼児教育相談室

市内保育園・認定こども園、幼稚園に在籍する3～4歳児で希望されるご家庭の園児を対象に、月1～2回、専門の職員による相談会を開催します。これまで実施してきた「ことばの教室」を発展させ、ことばだけでなく、発達に関して保護者の相談に応じ、適切な助言や情報提供を行い、療育やその後の支援に活かしていきます。

- ・小中学校との連携

長期的な視点で幼児への教育的支援、保護者支援を行うため、「共通支援シート」を作成し、個々の幼児の特性に応じた指導内容や指導方法の工夫を教育委員会と保健福祉部、専門機関（美作市発達支援センター・津山みのり学園・誕生寺支援学校）が連携を図り、組織的かつ計画的に行っております。共通支援シートについては、保護者との共有を一層進め、園から小学校へ滑らかな接続ができるよう、共通理解を図りながら支援を強化します。

### ③ 小学校・中学校での取り組み

#### ・適切な学びの場の選択と多様な学びの場の充実

特別支援教育支援委員会において、インクルーシブ教育の視点に立った就学先の判定及び就学後の助言を行うことで、本人及び保護者の思いを最大限に尊重した適切な学びの場の選択ができるようにしています。

また、通常学級、特別支援学級、通級指導教室等、多様な学びの場について周知を図るとともに、それぞれの学びの場の充実に向け、指導主事が教職員の資質能力の向上に向けた指導及び助言を行います。

#### ・保育園、認定こども園、幼稚園との連携

保育園、認定こども園、幼稚園において作成された「共通支援シート」をもとに要支援児童を把握し、小学校入学時に「個別の教育支援計画等」を作成し指導及び支援に生かすことで滑らかな接続ができるようにしています。

#### ・適切な指導及び必要な支援の充実

要支援児童生徒について「個別の教育支援計画等」を活用し、一人一人の児童生徒の実態に応じた適切な指導及び必要な支援を継続的且つ組織的に行うようにしています。さらに、内容の定期的な見直しを図ることで柔軟な学びの場の見直しができるようにしています。

#### ・小中学校の連携

要支援児童生徒について「個別の教育支援計画等」をもとに引継ぎを行い、指導や支援に生かすことで滑らかな接続ができるようにしています。また、途中で作成を中止した児童生徒についても「個別の教育支援計画等」を引き継ぐことで、必要に応じて支援が再開できるようにしています。

#### ④ 高等学校との連携

特別な支援を必要とする児童生徒が高等学校等へ進学する場合、中学校がそれぞれの進学先への個別の教育支援計画等による情報提供を行っています。また、進学後の情報交換会を定期的に行っており、連続性を持った支援を行っています。今後、更なる充実を考えていくとともに、情報が途切れてしまう高等学校等中退者の支援について、教育、福祉が連携し、情報を収集し、保護者や子どもが相談できる体制づくりに努めます。併せて、就職時にも必要な支援が途切れないための必要なものとして活用できる「共通支援シート」等の整備を行っています。

(注 24) ペアレントトレーニング・・・保護者の方々が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを相談し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。

(注 25) スクリーニング検査・・・・年齢ごとの発達具合や能力ごとのバランスをはかり、異常の有無や程度を確認するための検査で、知的発達に遅れのある子どもだけでなく、発達障がいなどの子どもも含めて、就学にあたって最初の気づきとなるもの。

### VII 美作市地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は次のとおり実施することを見込み、今後、施行の実情等を踏まえながら新たなニーズ等への対応等も含め柔軟に対応していきます。

#### 実施する事業の内容

##### ア) 相談支援事業

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、日常生活自立支援等のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援をします。

(単位：件数)

第6期(実績)			第7期(見込み)			備考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
1,543	1,874	2,205	2,535	2,865	3,195	年間の件数

※ 令和5年度は実績見込、以下同じ

イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。手話通訳者を配置しており、本事業のみならず、コミュニケーション支援の充実に努めています。

(単位：件数)

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
44	25	14	35	40	45	年間の件数

ウ) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に努めます。また、日常生活用具の種類、機能は進化しており、障がいのある人からの要望などを考慮し、支給対象用具の範囲拡大を検討します。

(単位：件数)

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
466	753	853	953	1,053	1,153	年間の件数

エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。年々利用者のニーズが高まっており、サービス提供量の拡大を検討します。

(単位：時間)

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
2,425	2,346	3,396	4,043	4,856	5,833	年間の時間数

オ) 地域活動支援センター機能強化事業

本事業は、障がいのある人が通所することにより、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の便宜を供与する地域活動支援センター（なごみ）や小規模作業所（むぎの会）の機能を更に充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

（単位：箇所数）

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
2	2	2	2	2	2	なごみ＝Ⅰ型 むぎの会＝Ⅲ型 基礎的部分を含む

カ) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい児・者の生活を支援する為、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい児・者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。

（単位：件数）

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
28	48	53	75	106	139	年間の件数

キ) 更生訓練費・施設入所者就職支度金事業

① 更生訓練費給付事業

職能訓練などの訓練をうけるために必要な文房具、参考書を買うための費用として支給し、身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

（単位：人数）

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
0	0	0	2	2	2	年間の件数

② 施設入所者就職支度金給付事業

身体障がい者更生援護施設に入所・通所し、就職することにより自立する者に対して就職や自営について必要な生活用品の購入費として金品を支給し、もって社会復帰の促進を図ります。

(単位：件数)

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
0	0	0	1	1	1	年間の件数

ク) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に関する費用の一部を助成します。

(単位：件数)

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
3	0	2	4	4	4	年間の件数

ケ) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

第6期計画の見込み量を下回り推移しており、実績を基に修正のうえ本サービスの見込量を定めます。

(単位：日数)

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
711	484	531	700	700	700	年間の利用日数

コ) 生活サポート事業

介護給付費決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある人の自立した生活の推進を図ります。



本サービスは障がい福祉サービスの居宅介護サービスの利用決定までの一時的なサービスとの位置づけのため、年度によりばらつきが見られることから第6期計画期間中の実績を基に見込み量を定めます。

(単位：時間)

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
9	0	5	20	20	20	年間の利用時間

サ) 盲導犬飼育費助成事業

盲導犬を飼育するために必要な餌代等の一部を補助します。

(単位：件数)

第6期（実績）			第7期（見込み）			備 考
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
12	12	12	12 (1)	12 (1)	12 (1)	1ヶ月を1件とする（ ）内は実人数

**VIII 美作市障がい福祉計画・美作市障がい児福祉計画の期間及び見直しの時期**

美作市障がい福祉計画・美作市障がい児福祉計画は、3年を1期として作成することから、次期計画については、必要な見直しを令和8年度末までに行ったうえで作成することとします。

**IX 美作市障がい福祉計画・美作市障がい児福祉計画の達成状況の点検及び評価**

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスにより、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい児・者施策や関連施策の動向を踏まえながら、第7期計画の中間評価を行い、必要があるときは計画の変更や見直し等の措置を講じることとします。

※ 「ひらがな表記」について

本計画中において、「障害」を「障がい」とひらがな表記しています。このひらがな表記の適用については、人や人の状態を表す場合に適用し、法令名やそれに基づく制度等や団体名等の固有名義など漢字表記が使用されている場合は、そのまま漢字表記をしています。